



<報道発表資料>

令和8年2月12日
京都市行財政局資産イノベーション推進室

元新洞小学校跡地の活用事業に関する基本協定の解消

元新洞小学校跡地については、昨年3月、京都市及び契約候補事業者との間で活用事業に関する基本協定を締結し、新洞連合会を含めた三者による事前協議会において、活用に向けた協議を重ねてきましたが、この度、契約候補事業者から基本協定解消の申し出があり、これを受けて、令和8年2月12日に基本協定を解消しましたので、お知らせします。

1 契約候補事業者

西松建設株式会社

2 契約事業候補者からの解消申出理由

これまで活用計画の策定等に向けて、三者により協議を重ねてきたが、合意に至るまでには時間要する状況にあり、事業計画に基づき、実施をするためには、これ以上の協議の延長は困難であるという判断に至ったため

<参考>

【報道発表】元新洞小学校跡地活用に係る基本協定書の締結について（令和7年3月21日）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000338489.html>

【本事業に関するお問合せ先】

京都市行財政局資産イノベーション推進室学校跡地活用促進担当

電話：075-222-4119